

# 著作権法第93条の3第1項、第94条の3第1項及び第96条の3第1項に規定する円滑な許諾のために必要な情報であって文化庁長官が定めるもの及び文化庁長官が定める方法（文化庁告示）（案）の概要

## 1. 改正法の内容

著作権法の一部を改正する法律（令和3年法律第52号）では、同時配信等（同時配信のほか、追っかけ配信、一定期間の見逃し配信を含む。以下同じ。）の権利処理の円滑化のため、著作権等管理事業者における集中管理等が行われておらず、円滑に許諾を得ることが困難な実演・レコードについて、通常の使用料額に相当する報酬・補償金を支払うことで、事前の許諾なく利用することができるようにした。

### （映像実演の利用円滑化について）

著作権法の一部を改正する法律による改正後の著作権法（以下「新法」という。）第93条の3では、実演家が初回の同時配信等の許諾をした際に、契約に別段の定めがない場合には、円滑に許諾を得ることが可能な①著作権等管理事業者による集中管理（非一任型を含む。以下同じ。）の対象となっている実演や②文化庁長官が定める方法により円滑な許諾のために必要な情報であって文化庁長官が定めるものが公表されている実演を除き、放送事業者が相当な額の報酬を権利者に支払うことを前提に、その後の再放送に係る同時配信等を許諾なく行うことを可能とした。

今般、制度改正の対象外となる実演を明らかにするため、②について、その具体的な内容を告示で定める必要がある。

### （レコード実演・レコードの利用円滑化について）

新法第94条の3及び第96条の3では、同時配信等に関して、円滑に許諾を得ることが可能な①著作権等管理事業者による集中管理の対象となっている商業用のレコード実演・商業用のレコードや、②文化庁長官が定める方法により円滑な許諾のために必要な情報であって文化庁長官が定めるものが公表されている商業用のレコード実演・商業用のレコードを除き、放送事業者が通常の使用料額に相当する補償金を権利者に対して支払うことで、事前の許諾なく利用することができるようにすることとした。（新法第94条の3、第96条の3）

これについても、制度改正の対象外となるレコード実演・レコードを明らかにするため、②について、その具体的な内容を告示で定める必要がある。

## 2. 告示の内容について

放送事業者が円滑に許諾を得ることが可能となるよう、文化庁長官が定める情報及び方法について、以下の内容を定めることとする。

## 【映像実演の利用円滑化関係】

### (新法第93条の3第1項の「文化庁長官が定める情報」について)

「文化庁長官が定める情報」として、①権利者の氏名又は名称、②権利者が権利を有する実演に係る実演家の氏名又は名称、③許諾の申込みを受け付けるための権利者の連絡先を定めることとする。

### (新法第93条の3第1項の「文化庁長官が定める方法」について)

「文化庁長官が定める方法」として、芸能事務所など、所属する実演家の活動の支援を業務とする法人（権利者が法人自身である場合は、当該法人）のウェブサイトにおいて公表する方法を定めることとする。

## 【レコード実演・レコードの利用円滑化関係】

### (新法第94条の3第1項及び第96条の3第1項の「文化庁長官が定める情報」について)

「文化庁長官が定める情報」として、①商業用レコードの名称、②作品（楽曲）の名称、③権利者の氏名又は名称、④許諾の申込みを受け付けるための権利者の連絡先を定めることとする。

### (新法第94条の3第1項及び第96条の3第1項の「文化庁長官が定める方法」について)

「文化庁長官が定める方法」として、一般社団法人音楽情報プラットフォーム協議会のウェブサイト（音楽権利情報検索ナビ）において公表する方法を定めることとする。

## 3. 施行期日について

この告示は、令和4年1月1日から施行することとする。